

# 国立大学法人岩手大学職員介護休業等に関する規則

平成16年4月1日 制定  
平成29年1月1日 最終改正

## (目的)

- 第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学職員就業規則第42条の規定に基づき、国立大学法人岩手大学（以下「岩手大学」という。）職員の継続的な勤務を促進するために、職員の介護休業等についての必要事項を定めることを目的とする。
- 2 この規則に定めのない事項については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）及びその他関係法令等の定めるところによる。

## (介護休業)

- 第2条 職員は、この規則の定めるところにより、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある家族（以下「要介護者」という。）を介護するための介護休業を取得することができる。
- 2 前項に定める要介護者とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- 一 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)
  - 二 父母
  - 三 子
  - 四 配偶者の父母
  - 五 祖父母、兄弟姉妹又は孫
  - 六 前各号以外で学長が認めた者

## (介護休業の期間)

- 第3条 介護休業の期間は、前条第2項に規定する要介護者の各々が同条第1項に規定する介護を必要とする状態（以下「要介護状態」という。）に至るごとに、通算して185日とする。
- 2 前項に定める期間は、一の要介護状態ごとに、3回まで分割することができる。

## (介護休業の申し出の手続)

- 第4条 介護休業を取得しようとする職員は、介護休業を開始しようとする期間の初日（以下「介護休業開始予定日」という。）及び末日（以下「介護休業終了予定日」という。）を明らかにして、当該介護休業開始予定日の前日から起算して1週間前の日までに、介護休業申出書により申し出るものとする。
- 2 前項の規定による介護休業の申し出は、要介護者1人につき常時介護を必要とする状態に至るごとに行う。
- 3 学長は、介護休業申出書について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該申し出をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

## (介護休業開始予定日の指定)

- 第5条 学長は、介護休業の申出に係る介護休業開始予定日とされた日が、当該介護休業の申出日の翌日から起算して1週間を経過する日（以下「1週間経過日」という。）より前の日である場合は、当該介護休業開始予定日とされた日から当該1週間経過日までのいずれかの日を介護休業開始日として指定することができる。

## (介護休業終了予定日の変更)

第6条 介護休業の申し出をした職員が、介護休業終了予定日の2週間前の日までに申し出ることにより、介護休業終了予定日を介護休業終了予定日とされた日後の日に変更することができる。

2 第4条第3項の規定は、介護休業終了予定日の変更の申し出について準用する。

(介護休業の身分)

第7条 介護休業をしている職員は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

(介護休業の終了)

第8条 介護休業は、次の各号のいずれかに該当する旨の申し出により、終了するものとする。

- 一 要介護者が死亡したとき。
- 二 要介護者が第2条第2項各号のいずれかに該当しなくなったとき。
- 三 介護休業をしている職員が休職若しくは停職の懲戒処分を受けたとき。
- 四 介護休業をしている職員が産前産後休業となったとき。
- 五 介護休業をしている職員が新たな介護休業又は育児休業となったとき。
- 六 介護休業を申し出た職員が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により要介護者を介護できなくなったとき。

2 第4条第3項の規定は、介護休業終了の申し出について準用する。

(介護休業の申し出の撤回等)

第9条 介護休業の申し出をした職員は、介護休業開始予定日の前日までに学長に申し出ることにより、介護休業の申し出を撤回することができる。

(復帰後の職務)

第10条 介護休業終了後の職務は、原則として、当該休業開始前の職務に復するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、組織の変更等やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(不利益取扱いの禁止)

第11条 学長は、職員が介護休業の申し出をしたこと、又は介護休業をしたことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

(介護部分休業等)

第12条 職員は、要介護者を介護するため、この規則の定めるところにより、次の各号に掲げる措置（以下「介護部分休業等」という。）のうちいずれかの適用を受けることができる。

一 介護部分休業

勤務時間の始め又は終りにおいて、1日を通じて4時間を超えない範囲内で、1時間を単位として行う措置

二 始業又は終業時刻の繰り下げ又は繰り上げ

1日の勤務時間を変更することなく、1日につき1時間の範囲内で始業又は終業時刻を繰り下げ又は繰り上げる措置

2 介護部分休業等の適用を受けることができる期間は要介護者1人につき、介護部分休業等の適用開始の日から3年の間で2回までの範囲内とする。

3 職員は、要介護者を介護するため、国立大学法人岩手大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則第11条の規定にかかわらず、超過勤務をさせない措置の適用

を受けることができる。

(介護部分休業等の申し出の手続等)

第13条 前条の適用を受けるための手続等については、第4条から第6条まで、第8条及び第9条の規定を準用する。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日に岩手大学の職員であった者で、引続き施行日に本学の職員となった者の施行日までに承認されている介護休業及び介護部分休業の期間は、この規則の定めるところによる介護休業として承認されたものとする。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年1月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の第3条第2項の規定については、施行日において介護休業を取得している者が承認された介護休業期間の残余期間の分割取得を申し出た場合についても適用できるものとする。